

車検を有効期間満了日の2か月前から受けられるのは令和7年4月1日からです!!

残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査（車検）を受けられる期間は、これまで、自動車検査証の有効期間が満了する日の「1か月前」※と規定されていましたが、令和7年4月1日から「2か月前」となります。

今年度末に限っては過渡期のため、

例えば、車検証の有効期間満了日が令和7年5月15日の自動車が

**令和7年3月中に車検を受けると
残っていた車検期間が「短縮」されます!!**

【2年車検の例】

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年3月31日	令和9年3月30日

有効期間
短縮!!

4月1日以降に車検を受けると…

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年4月1日	令和9年5月15日

※離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、従前より「2か月前」と規定。今般、変更なし。

詳しくは職員にお尋ねください。

電子車検証の有効期限については、
検査標章（車検ステッカー）または
「車検証閲覧アプリ」にてご確認ください。

アプリのインストールはこちら

※アプリは WindowsPC 用デスクトップアプリ、
モバイルアプリがございます。

